

神戸クライマーズクラブ規約

第1章 総則

第1条（名称及び所在地） この団体は、神戸クライマーズクラブと称し、事務所を会長宅に置き、日本勤労者山岳連盟に加入する。

第2条（構成員） この会は、山を愛し仲間を愛する者であれば会員になることが出来る。

第2章 目的と活動

第3条（目的） この会は、安く安全に山登りを楽しみつつ、会員相互の親睦と心身の向上を図り、固い友情と団結を育て、良識ある勤労者の育成を目的とする。

第4条（活動） この会は、前条の目的を遂行するため、会員自身の運営により次の活動を行う。

- (1) 例会山行及び登山指導を行う。
- (2) 山岳知識の向上をはかる。（登山以外も含む）
- (3) 会員の親睦をはかる。
- (4) 地域団体、他のサークルとの交流をはかる。
- (5) その他、この会の目的のため一切の活動を行う。

第3章 会員

第5条 定められた入会金、会費を納入し、所定の入会手続きを行う事により誰でも会員になることが出来る。

第6条 会員はこの規約により、次の権利を持つ。

- (1) 会員は会の全ての活動に参加出来る。
- (2) 会計・記録・その他に関する資料を閲覧することが出来る。
- (3) 会財産及び装備を所定の手続きを経て使用する事が出来る。

第7条 会員はこの規約により、次の義務を負う。

- (1) 例会・集会・その他の活動をする事。
- (2) この会を育成し規約及び決議に従う事。
- (3) この会の所定の徴収金を納入する事。

第8条 会員は自由に退会することが出来る。但し退会にあたっては事前に、運営委員会に文書により退会届を提出しなければならない。

- (1) 退会にあたっては滞納金を清算しなければならない。
- (2) 退会にあたっては一切の会の財産の返済、又は分与を請求することは出来ない。

第9条 会員が次の各号の一つ以上に該当するときは、運営委員会の決議をもって退会を命ずる事が出来る。

- (1) 会費を理由なく三か月以上滞納したとき。
- (2) この会の会員としてふさわしくない行為があったとき。

2. 退会処分を決議するときは運営委員会の責任において事前に公平で、かつ公正な調査をしなければならない。

3. 退会処分に於いても前条第1項第1号及び第2号の規定は適用される。

4. 処分の内容に、不満のある時は総会にて検討する事ができる。その手続きについては第11条1項第1号の臨時総会に準じる。

第4章 組織

第10条 この会は前章の目的に賛同した会員によって組織する。

第11条 この会に次の機関を置く。

(1) 総会

- 総会はこの会の最高決定機関で7月から翌年6月までの1か年度に、原則として1回、会長が招集する。

尚、運営委員会が必要と認めた場合、又は会員の三分の一以上の要求があった場合は臨時総会を開くことが出来る。

- 総会の成立は会員の過半数の出席を必要とする。
- 総会の決定は出席者の三分の二以上の賛成を以て行う。

(2) 運営委員会

運営委員会は総会に次ぐ決議機関であり、執行機関であって、会長、副会長、事務局長及び運営委員によって構成され毎月1回以上会長が招集し、その他は運営委員の過半数の要求があれば開催し総会の決定に基づき会業務を執行し且つ必要な事項を決議する。

(3) 遭難対策委員会

遭難対策委員会（以下遭対委員会という）は、会長、副会長、事務局長、及び運営委員の一部によって構成され、必要があれば会長が招集し、山行規定に基づき指導警告を行う。遭対委員長は会長が兼務する。

第12条 この会は次の役員を置く。役員は総会によって選出され任期は次期総会までとし、再任は妨げない。又役員の補充は運営委員会の良識ある判断で決定し、任期は残りの期間とする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 運営委員 若干名
- (5) 会計監査 若干名

第13条 この会の役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合は会長の代行をする。
- (3) 事務局長は、事務を統括する。
- (4) 運営委員は、会務を分掌する。
- (5) 会計監査は、会計を監査する。

第14条 会の運営を円滑にするために専門部及び委員会を設ける。

2. 専門部及び委員会の長の任免は、運営委員会で行う。

3. 専門部員及び委員会委員は、各々の長が任免する。

第15条 この会は、事務局を設け、会の運営に関する一切の事務を行い、事務局員を若干名置く。

第16条 集会は原則として年6回以上とする。

2. 集会は毎月経過報告及び来月の行事予定報告を行う。

3. 集会は、各会員の意見及び問題点を会員で討議し、会員相互の友情と親睦を図るように考慮する。

第17条 毎月1回以上は必ず例会山行を行う。

2. 山行に関する規定については別に定める。

第5章 会計

第18条 会の経費は次により購う。

- (1) 入会金 (2) 会費 (3) 臨時会費 (4) その他

第19条 入会金は3000円とする。

- (1) 会費は6ヶ月6000円とし、会費納入単位は6ヶ月あるいは12ヶ月の前納とする。

第20条 総会の決議により臨時会費を徴収することが出来る。

第21条 会計年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日で終わる。

第22条 会計監査は、年1回以上行う。

2. 会計監査で得た会計内容は公表する。

第6章 付則

第23条 この規約の疑義についての解釈は運営委員会で行う。

第24条 この規約の改廃は総会のみによって行う。

第25条 本会の設立年月日は2013年6月1日とする。

第26条 本会則は2013年6月1日から施行する。

2014年6月15日 一部改正

2015年5月30日 一部改正

2018年6月17日 一部改訂

神戸クライマーズクラブ 山行時の車両使用規程

第1条（規定を設ける目的）

自家用車の乗合いで、山行中ひとたび事故が起きますと、山行メンバー間にも種々のトラブルが発生する恐れがあるので、山行には公共交通機関・タクシー・レンタカーを利用するのが望ましい。ここでは、自家用車の乗合いをした場合、同乗者間で共通認識を持てるように車両の使用規定を定める。

第2条（任意保険の位置づけ）

山行に使う車両は、任意保険に加入していなければならない。

<任意保険の推奨基準>

・対人賠償	1名につき無制限
・対物賠償	1事故につき無制限
・車両補償	付加する

<運転者の制限>

- ・任意保険の補償対象となっていない者は、運転を交代してはならない。

<任意保険の内容通知>

- ・山行で自家用車の乗合いをする場合は、CLは任意保険の内容を山行計画書に記載し、同乗者全員が任意保険の内容を了解しておくようにする。

第3条（安全運転の励行）

運転者は、車両の運転に際して次の事項を遵守する。

- ・道路交通法規を守り、安全運転に留意する。
- ・運転者は2時間を目途に休憩をとるか交代をする。
（運転者が仮眠など必要な休憩をとるときは、同乗者は休憩に協力する）

第4条（車両の運行費用）

ア. 燃料代、有料道路通行料、駐車料金などの実費は、同乗者全員で均等に負担する。

$$\text{実費} \div \text{同乗者人数} = \text{費用} / 1 \text{人}$$

イ. 車両の使用料は、車両所有者を除く同乗者で均等に負担し、車両所有者へ支払う。

$$(20 \text{円} \times \text{走行距離 km}) \div (\text{同乗者人数} - 1) = \text{費用} / 1 \text{人}$$

ウ. 車両保守の不備により発生した費用は、原則、車両所有者が負担する。

エ. その他不測の事態により費用が発生した場合は、同乗者で合理的な負担割合を協議する。

※車両が複数台の場合は、車両ごとに同乗者で費用負担する。

第5条（トラブル発生時の責任の所在）

交通違反・交通事故の責任は、法律的に違反・事故を起こした本人が責任を負う。

第6条（トラブル発生時の対処）

交通違反・事故・その他のトラブルが発生した場合は、運転者、CL、車両所有者、CLの指名した者（以下トラブル協議会）が中心となって協議し対処をする。

会が責任を負うことはないがトラブル協議会で対処できない場合は、運営委員会で協議し援助が必要な場合は支援を行う。

第7条（トラブル発生に伴う費用負担）

交通事故が起きた場合は、原則として保険を適用して費用負担の対処をする。

保険で負担できない費用については、責任の所在に応じて、個人、同乗者、パーティ全体で負担する。

保険の適用により発生する将来の保険料の増加金額については、保険で負担できない費用に含める。

※費用負担の割合は、トラブル協議会が中心となって協議決定する。

以上

山 行 規 定

神戸クライマーズクラブ

目的 この規定は、私達の行う山行について必要なことを定め、私達の山から事故を無くし、健康を増進し、生活文化を豊かにするために資することを目的とする。

1. 山行とは、次のものをいう

イ) 例会山行 会事業をして計画し実施する山行をいう。

会事業とは、集会及びMLで広く会員に周知された山行計画、または専門部で企画される山行計画をいう。

私達の山行は原則として例会山行によるものとする

ロ) 個人山行 例会山行を除く全ての山行をいう。

- 付則に定める例会山行は別紙様式による山行計画概要書及び山行計画書を、会の運営委員会及び遭対委員会に提出、運営委員会と遭対委員会で検討と承認の上実施する。
- 個人山行を行おうとする会員は、山行計画書を遭対委員会、及び運営委員会に提出しなければならない。
- 山行計画概要書及び山行計画書は、付則に定める期日までに提出しなければならない。
- 運営委員会、及び遭対委員会は山行の承認に当たっては慎重に検討し必要があれば指導勧告を行うことが出来る。指導勧告を受けたものはその事項を尊重しなければならない。
- 山行の種類を問わず宿泊の伴う山行及び、遭対委員会が必要と認める場合は登山本部を設ける。参加者は下山後必ず終了の報告をする。
- 山行終了後は速やかに総括を行う。別紙様式の山行報告書を作成し所定の機関へ提出する。
- 単独行は原則として認めないものとする。

付 則

山行計画概要書とは、山域、目的、日程、コース概要、ミーティング、トレーニング日程、リーダー、参加対象者、担当者などを記入した山行計画案をいう。

(1) 山行計画概要書及び計画書は下記に定められた期間以前に提出しなければならない。

山行形態等	概要計画書	山行計画書	備考
積雪期登山	1 ヶ月以前	2 週間以前	近畿以遠
岩登り・沢登り	1 ヶ月以前	2 週間以前	近畿以遠
無積雪期登山	3 週間以前	2 週間以前	近畿以遠
近郊雪山（日帰り）	3 週間以前	1 週間以前	近畿圏
上記以外の山行	2 週間以前	1 週間以前	夜立ち 1000m以上
日帰り山行	2 週間以前	1 週間以前	ハイキング、R C T

＊特別な理由により遅れた場合は、遅れた理由を明示し、運営委員会、遭対委員会で承認された場合はこの限りではない。

(2) 山行報告書は下記に定められた期日内に提出しなければならない。

日帰り山行	1 週間以内
その他の山行	2 週間以内